

退職後の健康保険加入のご案内

【1】健康保険

健康保険は、本人はもちろん認定された家族にも、病気・けが・分娩・死亡に対して給付されます。その財源は、(在職中は)本人と事業主が負担しあう保険料によってまかなわれています。

【2】資格喪失後の健康保険

今持っているサンゲツの保険証は、資格喪失後はどなたも使用できません。今後は下表のいずれかの健康保険へ加入手続を行う必要があります。事前に必ず比較検討を行ってください。

	家族の扶養に加入	国民健康保険(国保)に加入	サンゲツ健保の任意継続(任継)	定年再雇用でサンゲツ健保に再加入
加入の条件	家族に扶養されていて、認定基準を満たしている	他の健康保険に未加入	退職後 20 日以内にご自身で手続を行う	一般従業員の4分の3以上の勤務
保険料	なし	前年所得や財産、家族数によって決定 (雇用保険理由により軽減)	健保組合に問合せ	標準報酬月額 の被保険者負担分
メリット	保険料がかからない	同居の家族が既に加入している場合、保険料は割安で給付が合算される	資格喪失前と同様の給付が受けられる	保険料の約半額を事業主負担
問合せ先	家族の会社へ確認	市区町村役場	サンゲツ健保組合	人事部またはサンゲツ健保組合

- 任意継続を希望する方は、裏面の『任意継続詳細案内』をご確認の上、サンゲツ健康保険組合へ申請書類をご請求ください。
- 任意継続または再雇用で健保組合再加入のいずれも、一旦健保資格は喪失され、改めてサンゲツ健保組合の資格取得を行います。よってそれまで被扶養者であったご家族も、改めて認定審査を行う必要があります。認定不可となる場合も有り得ることをご了承ください。
- サンゲツの再雇用として健康保険に加入される方は、資格取得の手続きは事業主が行いますが、被扶養者の認定手続きはご自身で行う必要があります。

新保険証は、被保険者資格取得後で、認定審査が完了している方から、即時交付しています。

退職後、新保険証がお手元に届く前に医療機関を受診したい場合は、取得手続きの途中であるため保険証を不携帯である事を医療機関の受付へ伝え、その指示に従ってください。

また、退職以前から引き続き通っている医療機関には、必ず新保険証を提示し、以前と記号が変わっていることを伝えて受診してください。

《お問合せ先》

サンゲツ健康保険組合 直通 052-564-3199(内線 3199)

〒451-8575 愛知県名古屋市中区幅下一丁目4-1

任意継続(任継)の詳細案内

【1】任意継続とは

2ヶ月以上継続して被保険者であった退職者が、退職後20日以内に所定の手続きを行った場合、最長2年間、任意継続被保険者として引き続き退職前と同様の給付が受けられます。

【2】標準報酬と保険料

- ①任意継続被保険者の標準報酬月額、その人の退職時の標準報酬月額と、サンゲツの全被保険者の平均標準報酬月額で、いずれか低い方となります。
- ②保険料は、標準報酬月額にサンゲツ健保組合が定めた保険料率を乗じた額となり、これまで事業主で負担されていた分も含め、全額本人負担となります。

【3】資格取得手続きの流れ

(健保組合の動き)

- ① 任継の書類請求 : まずは健保組合へご連絡下さい → 申請書&添付書類を送付
- ② 任継を申し込む : 申請書と添付書類を健保へ提出 → 納付書の発行(任継取得日以降)
- ③ 初回保険料のお支払 : 期限を守ってご自身で入金する → 新保険証の交付
- ④ 2回目以降の保険料 : 期限を守ってご自身で入金する → 今後必要時には健保組合より案内

【4】2回目以降の保険料の支払方法

① 前納(一括)	② 前納(分割)	③ 毎月払い
当年度3月までの全額を <u>一括で先払い</u>	当年度を9月迄と10月以降に分けて <u>二分割で先払い</u>	毎月当月1日~10日までに <u>当月払い</u>

(②については9月以降の新規取得者は二分割ができないため選択不可)

【5】注意事項

- ① 初回保険料からすべてご自身でお支払いとなります。
在職時は、保険料が翌月の給与から自動的に天引きされていましたが、任意継続は、すべてご自身で行います。初回分の入金確認ができて初めて資格取得となりますのでご注意ください。
- ② 在職時の保険証は資格喪失後すぐにご返却ください。
資格喪失日から旧保険証は使えません。資格喪失後5日以内に事業主又は健保組合へ返却してください。
新保険証は初回保険料の入金確認が出来次第交付します。その間に保険証を使う予定のある方は、医療機関に任意継続の手続き中であることを伝え、そちらの指示に従ってください。
※一般的には、一旦全額を支払い、後日、新保険証の提示で本来の保険給付分(7割)が返金されます。
- ③ 支払方法と期限に関する注意点
前納 … まとめて支払うため割引があります。被保険者が亡くなった場合や任意継続被保険者が脱退を申し出た場合等は資格喪失し、還付返金されます。
毎月払い … 毎月1日~10日までに当月分を支払う必要があり、手間やコストがかかります。それより早くても遅くても受け付けられませんのでご注意ください。
支払方法 … 銀行振込(振込手数料は自己負担、口座振替は出来ません)
支払期限 … 健保組合の入金確認日(1日でも過ぎた時点で自動的に資格喪失となります)
- ④ 被扶養者認定
全ての被扶養者に対して再度、扶養認定確認を行います。各種必要書類が必要となりますので、ご理解ご協力をお願いします。(認定後も扶養者調査を行う際にはご協力をお願いします)